

三重県動物愛護管理推進計画

平成20年3月

健康福祉部

三重県動物愛護管理推進計画

これまで、動物愛護管理にかかる施策は、人に対する危害の未然防止などが中心となっており、三重県における取組も、狂犬病予防法や動物の愛護及び管理に関する法律、三重県動物の愛護及び管理に関する条例などに基づく犬の捕獲や犬猫の引取り、動物の適正飼養に向けた啓発が中心となってきました。

しかしながら、地域社会の変容、個人の価値観の多様化といった環境変化の中で飼い主責任の不徹底や動物に関する知識の不足などによるトラブル事例も後を絶ちません。

こうしたことの防止に向けては、人への危害防止を中心とした「管理」から、動物の習性等を理解したうえでの「愛護管理」へとといった視点の転換が重要であり、多様な主体による取組の充実、県民一人ひとりの動物愛護意識の高揚などが求められるところです。

人が動物に対して抱く気持ちはさまざまです。しかしながら、命に対する畏敬の念や、他者に対する思いやりの心を持つことは誰にとっても大切なことです。

動物の中には、家族の一員のような存在として長い時間を私たちとともに過ごし、癒しの存在となる家庭動物もいれば、医薬品等の開発に必要とされる実験動物、私たちの食生活などに大きく関わる産業動物もいます。

そうした動物は、いずれも私たちのくらしと密接にかかわり、私たちのくらしを安全に、また豊かにしてくれる大切な存在となっています。

本計画においては、飼い主、地域団体、関係団体、事業者、行政等が協働して県民全体に動物の愛護意識の高揚を働きかけ、動物の愛護管理を実践することで、安全・快適に動物と共生できる地域社会の実現をめざします。

第1 計画の性格・位置づけ

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律第6条に基づく県の計画であり、市町、県等の行政の取組だけでなく、県民一人ひとりや関係団体など動物愛護管理に関わるさまざまな主体に共通する行動指針としての性格を有するものです。

第2 計画の期間

平成20年度からの概ね10年程度を見据えたうえで、具体的な施策としては、平成20年度から平成24年度までの5年間の計画期間とします。

第3 計画の構成

本計画は、人と動物とが安全・快適に共生できる社会を10年後のめざすべき姿とし、次の3つの基本的視点でその実現に取り組むこととしています。

また、そのための基本方策および推進体制を体系として提示し、具体的な取組内容については、その体系に沿って明らかにしています。

< 3つの基本的視点 >

視点1：動物を正しく理解し、愛護する

動物を思いやる気持ちを育てる視点を大切にします。

視点2：管理から愛護管理へと転換する

動物の管理において、愛護し適正飼養するという視点を大切にします。

視点3：地域社会全体で共生に取り組む

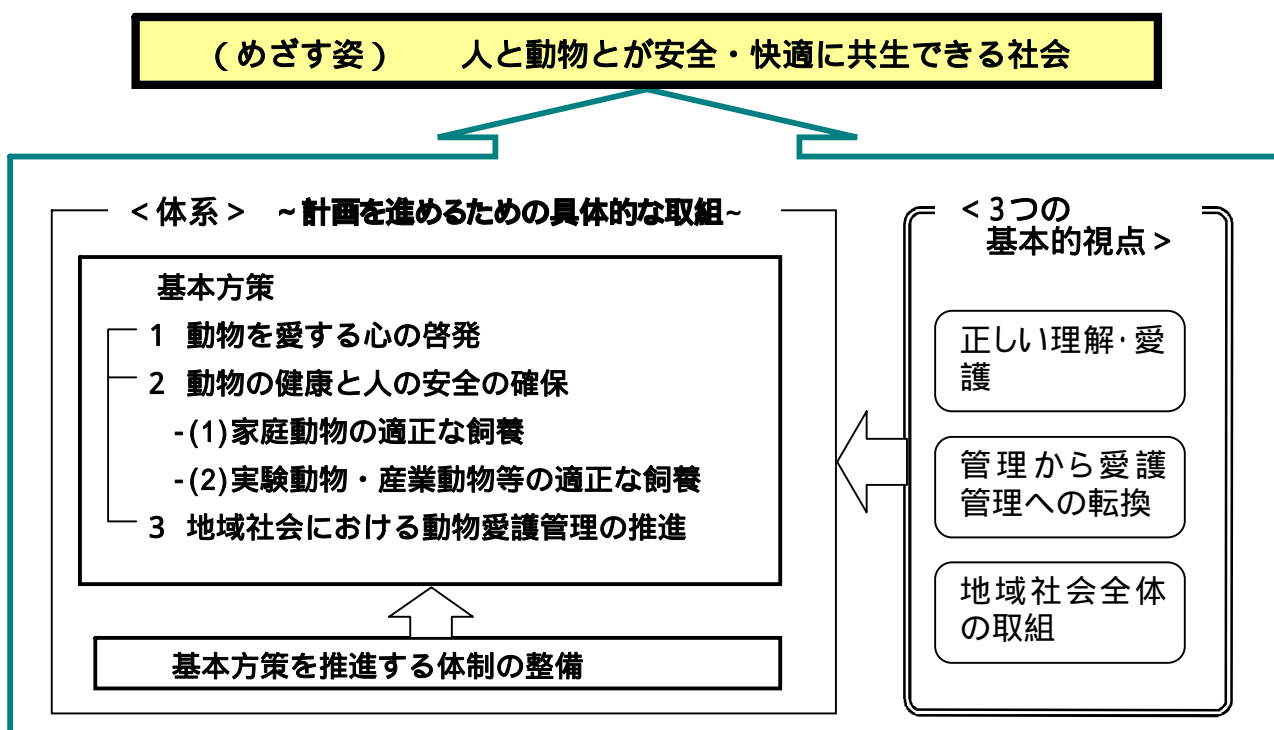
地域社会全体で、地域のさまざまな課題に取り組む視点を大切にします。

< 体系（基本方策と推進体制） >

基本方策

- 1 動物を愛護する心の啓発
- 2 動物の健康と人の安全の確保
 - (1) 家庭動物の適正な飼養
 - (2) 実験動物・産業動物等の適正な飼養
- 3 地域社会における動物愛護管理の推進

基本方策を推進する体制の整備



第4 具体的な取組

基本方策

1 動物を愛護する心の啓発

【現状と課題】

近年のペットブームにより、家庭で飼養される動物が増加しています。また、私たちの生活は、動物と大きくかかわっています。

一方、こうした中で保健所等に寄せられる、動物虐待に関する情報等の苦情や相談の件数は増加傾向にあります。

動物虐待につながる行為をなくすために、すべての人が動物に対する正しい知識を持つことが必要であり、動物を愛護する心の育成が求められます。

【めざす姿】

県民一人ひとりが、人と動物とのかかわりについて正しく理解し、それぞれの動物愛護意識が高揚しています。

【取組方向】

- 1 人と動物とのかかわりについて学ぶ機会の充実
- 2 動物愛護意識の高揚に向けた広報・啓発の充実

【取組内容】

動物に対する理解を深めるため、動物と直接ふれあうなど、さまざまなプログラムを取り入れ、学ぶ機会を充実します。(関係団体、事業者、学校、市町、県)

動物の命について学ぶ機会とするため、食肉センター(と畜場)で生きた家畜が食肉に処理される工程などの見学を引き続き実施します。(関係団体、学校、県)

動物愛護週間の関連行事として、「動物愛護の絵・ポスター」募集を引き続き行い、県内各所で展示し啓発に役立てるとともに、新たな取組についても検討、実施します。(関係団体、獣医師会、学校、市町、県)

ホームページ等により、動物愛護に関する情報の積極的な提供を行います。(関係団体、県)

動物の命や動物との接し方について話し合う機会や家族で動物にふれあう機会等を持つなどして、動物を思いやる気持ちの育成に努めます。(県民)

学校等における動物の飼育管理をとおして、子どもたちに動物との接し方についての助言等を行います。(獣医師会)

【目標】

動物愛護の絵・ポスターへの応募小学校割合

年度	平成 19 年度	平成 24 年度
参加小学校割合	85.3%	95%

学校での学習の機会が増加すれば、三重県が動物愛護週間行事として実施している動物愛護の絵・ポスターへの応募が増えると考えられるため、数値の増加をめざします。

2 動物の健康と人の安全の確保

(1) 家庭動物の適正な飼養

【現状と課題】

三重県における犬の飼養数は年々増加しています。また一方で、犬の引取り数等については年々減少しており、家庭において終生飼養される割合は増加していると考えられます。猫については、飼養数は明らかではありませんが、引取り数はこの10年間、ほぼ横ばい状態となっています。

飼い主が行政による引取りを希望する理由としては、飼い主自身が高齢になり面倒が見られなくなった、飼い犬が高齢になり手がかかりすぎる、子犬子猫が生まれて飼いきれなくなったことなどが挙げられています。

動物に関する保健所への苦情の内容は、飼い犬・飼い猫等の糞尿や鳴き声、放し飼いといったものが多くを占めています。また、狂犬病予防注射についても毎年接種率が減少し、全国的にも下位となるなど、飼い主のモラルの低下が目立つようになりました。

家庭動物の飼養にあたっては、動物による危害や迷惑を他に及ぼすことのないよう、努める必要があります。

また、狂犬病等人と動物の共通感染症について、人への危害防止の徹底に努めることが重要です。

【めざす姿】

家庭動物については、飼い主が十分な知識と責任をもって、迷惑・危害防止を徹底し、終生飼養をしています。

【取組方向】

- 1 家庭動物の飼養にかかる正しい知識や情報の提供
- 2 適正飼養の徹底に向けた啓発の実施
- 3 人への危害防止に向けた対策の実施

【取組内容】

収容動物の譲渡の際等において、新たに動物の飼養を希望する者に対して動物の飼養を開始するにあたり必要な適正飼養に関する知識を提供するとともに、飼養開始後についても、必要に応じしつけに関する基本的な指導を行います。(関係団体、県)

広報誌やメディア、予防注射時などさまざまな機会をとらえて、飼育動物の繁殖制限や逸走時の飼い主の対応など適正飼養にかかる啓発を行います。(獣医師会、市町、県)

動物を飼養する意義や動物の習性・生理・生態、飼養にかかる費用や法令遵守などに関する十分な知識を得たうえで、飼養するかどうかといった検討を行います。(県民)

動物の販売に際しては、購入者に対し、法に基づく適正な説明を行うとともに、適正な飼い方等について、十分な助言を行います。(事業者)

人と動物の共通感染症の防止に向け、予防注射等の接種を行い、動物と節度を持って接します。特に、狂犬病予防接種について適切な手続きを行います。(県民)

所有者明示や逸走防止等の適正飼養について、普及啓発を行います。(関係団体、市町、県)

動物の遺棄や虐待の防止に関する普及啓発を行います。(関係団体、市町、県)

特定動物を含む国内外の野生動物を飼養するにあたっては、法令遵守及び公衆衛生に関する知識を十分会得するものとし、これができない場合、飼養を慎みます。(県民)

動物の販売等にあたっては、法令を遵守し、自ら飼養する動物及び飼養施設の適正管理に努めます。(事業者)

保護・収容される動物が減少し、適切に飼い主の元へ戻るよう、また、責任の所在を明らかにするためにも、飼い犬の鑑札表示や飼育動物へのマイクロチップ埋込み、迷子札などによる所有者の明示を働きかけます。(関係団体、市町、県)
動物の引取りを求める者に対し、再考を促すなど、終生飼養についての啓発を行います。(県)

保護・収容された動物について、公示の方法の見直しや抑留期間の延長について検討を行います。(県)

狂犬病の流行状況等にかかる情報の積極的な提供等により、狂犬病予防注射の接種率向上をはかります。(獣医師会、市町、県)

人に危害を加えたり、迷惑をかけたりにすることのないよう、飼い主は適切なしつけを施し、飼育場所等を適切に管理します。特に猫については、外飼いを控え、屋内での飼養に努めます。(県民)

飼い主は、繁殖して飼いきれなくなるといったことのないよう、不妊去勢手術や雌雄の分別飼育等の繁殖制限措置を行います。(県民)

動物を飼うことが周辺地域に与える影響を自覚し、限度を超えた多頭数飼育を

控えます。また、飼う意思のない野良犬や野良猫への恣意的な餌やり行為は慎みます。(県民)

鳥類展示施設でのオウム病発生や、乳牛とのふれあい施設での腸管出血性大腸菌 0-157 感染事例等を踏まえ、動物取扱業者だけでなく、県民に対しても動物と節度を持って接するよう啓発します。(県)

けい留されていない犬の保護・収容を適切に行い、犬による人への危害を防ぎます。また、特定動物を飼養する人に対して、特定飼養施設の適正な管理を行い、人への危害防止に努めるよう監視・指導を行います。(県)

収容施設等の整備及び保護・収容された動物の適切な管理を行い、返還又は譲渡できない動物については、適切な方法により致死処分を行います。(県)

動物の譲渡については、適切な役割分担のもと、動物の健康及び適性を判断し、譲渡希望者の審査を行ったうえで実施するなど、動物愛護管理に配慮して取り組みます。(関係団体、獣医師会、公社、市町、県)

犬猫等の飼養に関する苦情や相談への対応を適切に行い、再発のないよう指導するとともに、悪質な場合は告発等の処置を講じます。(県)

三重県における人と動物の共通感染症に関するモニタリング・調査研究を実施していきます。(関係機関、県)

【目標】

動物の引取数の減少

年度	平成 18 年度	平成 24 年
引取数	5,585 犬 805 猫 4,780 (うち飼い主不明猫 4,112)	犬及び飼い猫 平成 19 年度の 25%減 飼い主不明の猫 平成 19 年度の 10%減

すべての人が動物を正しく飼養するようになれば、保健所への動物の引取りは減少すると考え、数値の減少をめざします。

所有者明示率の増加

年度	平成 19 年度	平成 24 年
所有者明示率	犬 11.3%	犬 17% (平成 19 年度の 50%増)

保健所に収容された犬、猫が飼い主の元に戻るためには、所有者の明示が最も有効な手段となります。致死処分を減らすことにもつながることから、適正飼養の指標とし、数値の増加をめざします。

(2) 実験動物・産業動物等を適正に飼養する

【現状と課題】

実験動物や産業動物については、その存在が一般には認識されておらず、実態もあまり知られていないという現状があります。

実験動物とは、医学・薬学の基礎研究のために用いられる、ラット、マウス、ウサギなどさまざまな動物で、たとえば、医薬品を開発する際、その有効性・安全性について重要なデータを提供してくれます。

このため、生命の尊厳と動物の福祉の見地から、実験動物の適正な使用、管理が求められています。

産業動物とは、乳用牛・肉用牛・豚・鶏など食肉や皮革等を産業に利用するために飼養される動物をいい、使役動物とは、盲導犬・警察犬のようにさまざまな能力を人のために活用する目的のために飼養される動物をいいます。

こうした産業動物等の能力の活用をとおして、人の健康や財産を守るために、その所有者等は、動物の習性、生理、生態に応じて動物を適正に扱うことが重要です。

また、盲導犬などの補助犬については、その飼養および取扱いについて、周囲の理解が十分に得られるよう、普及啓発をはかる必要があります。

【めざす姿】

実験動物の取扱いについて、3Rの原則（苦痛の軽減（Refinement）、代替法の検討（Replacement）及び使用数の削減（Reduction））が守られた、より透明性の高い実験が行われています。

また、産業動物等についても、動物の愛護管理に配慮した飼養が行われています。

盲導犬等補助犬については、使用者だけでなく周囲からも適正に取り扱われています。

【取組方向】

- 1 県内における実験動物の適正な取扱いの推進
- 2 県内において産業動物等を扱う事業者等における適正な飼養の推進
- 3 県内における補助犬の適正な取扱いの推進

【取組内容】

実験動物や産業動物等の果たす役割、取扱いの実態について、普及啓発を行います。（関係団体、学校、県）

県内の動物実験施設を把握し、実験動物の取扱いに関するガイドラインの周知など情報提供を行います。（県）

動物実験を行おうとする者は、関係省庁の各指針やガイドライン等に基づいた適正な実験を実施します。（関係団体、実験実施者、県）

食肉センター等産業動物を取り扱う関係機関に対して、「産業動物の飼養及び保管

に関する基準」の周知等を行います。(県)

産業動物飼養者は、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」に沿った適切な飼養を行います。(関係団体、事業者、県)

補助犬とその使用者に対する理解を深め、「身体障害者補助犬法」に沿った適切な取扱いを行います。(県民、事業者)

3 地域社会における動物愛護管理の推進

【現状と課題】

個人の価値観や生活様式が多様化し、地域社会における結びつきが希薄になる中、動物の飼養が原因となった地域内トラブルが発生することも少なくありません。

地域の中でお互いを認めながら、動物と快適に暮らすためには、問題解決の方法について、地域全体で考え、取り組むことが必要です。

また、災害発生時など緊急の場合においても、動物を適正に管理できるよう、地域や関係機関の連携による体制整備を行うことが必要です。

【めざす姿】

地域の誰もが動物を正しく理解し、地域におけるトラブルの未然防止に努めています。また、地域と関係機関等との連携により、災害発生時など緊急の場合における動物の飼養についても、的確に対応できる体制が整っています。

【取組方向】

- 1 動物愛護管理の推進に取り組む人材の育成
- 2 地域における動物飼養等にかかる課題の共有、解決に向けた取組の実施
- 3 災害時等における動物の取扱いにかかる取組体制の確立

【取組内容】

動物愛護管理行政に携わる、財団法人三重県小動物施設管理公社、市町、県等の職員の育成および資質向上に取り組めます。(公社、市町、県)

学校、地域、家庭等において、動物愛護思想の普及、動物の適正飼養への助言等を行う動物愛護推進員を養成します。(県)

地域で発生した問題の解決に向け、自治会や学校区などの単位での動物の飼い方講習やトラブル事例等の情報共有など有効な取組が行えるよう支援します。(公社、市町、県)

地域において動物にかまれるなどの被害を受けることがないように、動物との接し

方についての啓発を行い、特に子どもの被害を防ぐため、幼稚園、学校等を中心に地域単位での普及をはかります。(地域団体、関係団体、公社、市町、県)

災害発生時における動物の取扱い体制の整備をはかります。(地域団体、関係団体、公社、市町、県)

災害発生時の連絡網の整備や飼料の供給体制の確立、多数の動物を飼養する施設や個人の把握を行うなど危機管理体制の充実をはかります。(地域団体、関係団体、公社、市町、県)

災害発生時等緊急の場合に備え、飼い主は、自ら飼養する動物の所有者明示や健康管理、しつけ等を実施します。(県民)

居住地域のリーダーとして、飼い主等への普及啓発や繁殖防止措置等の助言を行います。(動物愛護推進員)

地域で起きた問題を、飼い主だけの問題とせず、地域全体で考え、解決への協力を行うよう努めます。(県民)

動物との接し方を学び、動物に関わる子どもの事故等の防止に努めます。(県民)

【目標】

動物愛護推進員の委嘱数

年度	平成 19 年度	平成 24 年度
動物愛護推進員	-	30 名以上

動物愛護推進にかかる人材の育成は、地域における愛護推進体制の整備に必要不可欠であり、数値の増加をめざします。

基本方策を推進する体制の整備 ～多様な主体による協働の推進

【現状と課題】

動物に対するかかわり方や動物に対して抱く感情が人によって異なることから、これまでの動物の愛護管理の取組の多くは、行政が主体となって実施してきました。

今後、人と動物が安全・快適に共生できる地域社会の実現に向けては、より多くの共感を呼ぶ取組として、幅広い層の自主的な参加を得ることが課題であり、そのためには、個人や団体、行政等の資質向上、活動の場等の整備拡充などが必要です。

【めざす姿】

動物の愛護および管理の実践に向け、地域単位での重層的なネットワークが構築され、効果的な取組が展開されています。

【取組方向】

- 1 県民、関係団体、事業者、市町、県等の適切な役割分担による協働のネットワークの構築
- 2 動物愛護団体、事業者等関係団体の育成支援
- 3 三重県動物愛護管理センター（財団法人三重県小動物施設管理公社）を中心とした動物愛護管理活動機能の整備拡充

【取組内容】

動物愛護管理の取組推進について、技術向上や情報共有をはかるための連携体制の構築に努め、積極的な交流をはかります。（県民、関係団体、事業者、市町、県）

動物の管理にかかる問題発生に対応するための体制を構築します。（県民、関係団体、市町、警察、県）

広域的な対応が必要な場合は、他の都道府県等との積極的な情報交換等により連携をはかります。（県）

動物愛護管理にかかわる団体・機関の連携拠点となる動物愛護推進協議会の設立を支援します。（県）

三重県動物愛護管理センターにおける動物愛護管理の取組を拡充するとともに、機能の整備をはかります。（県）

第5 計画の進捗管理

具体的施策については、年度ごとに実施計画を策定して進行管理に当たります。また、本推進計画の進捗状況等と併せて、毎年度、達成状況を点検し、施策に反映させることとします。